

都市計画の策定経緯の概要

① 決定内容

鳥栖基山都市計画都市計画区域に、地区計画区域（倉野地区地区計画）を設定する。

② 計画決定までの手続き

事 項	時 期	備 考
1. 素案作成及び県と下協議	令和 4年 4月18日	
2. 下協議（県の回答）	令和 4年 5月12日	
3. 原案作成	令和 4年 7月5日	
4. パブリックコメント	令和 4年 7月7日 ～8月31日	基山町まちづくり基本条例に基づき30日間以上
5. 住民説明会	令和 4年 7月26日	R4. 8. 23、R4. 10. 20、 R5. 2. 8、R5. 4. 27に地元説明会を別途開催
6. パブリックコメントに基づく原案に対する意見の募集	令和 4年 7月22日 ～8月31日	意見書の提出5件
7. 公聴会	令和 4年10月27日	公述の申出3件
8. 都市計画案の作成	令和 5年 2月13日	
9. 県と事前協議	令和 5年 3月1日	
10. 事前協議（県の回答）	令和 5年 3月15日	
11. 案の公告・縦覧	令和 5年 5月10日 ～5月23日	縦覧期間2週間 意見書提出期間2週間 意見書の提出3件
12. 基山町都市計画審議会	令和 5年 8月28日	
13. 県への協議申出	令和 5年 9月12日	
14. 県の回答	令和 5年 9月28日	
15. 決定告示	令和 5年10月23日	

③対象地区

基山町大字小倉字倉野1046番4、1047番1、1048番1、1049番の一部、1050番1、1050番4、1050番5、1057番3、1057番4の一部、1058番5の一部、1058番6、1060番、1061番、1062番1、1063番1、1063番2、1064番1、1064番2、1064番3、1064番4、1065番、1067番1、1069番、1070番1、1070番2、1070番3、1071番1の一部、1071番2、1072番1の一部、1073番6、1073番8、1072番1地先、1064番1地先、1069番地先、1067番1地先、1049番地先、1057番3地先、1057番4地先、1048番1地先、1062番1地先

計 4 0 筆